

お知らせ

粗大ごみなどの不法投棄から私有地を守りましょう

例年、引越越しシーズンや年末年始にかけて不法投棄が増加する傾向にあります。あなたの土地の管理は大丈夫ですか？

不法投棄の多くは人通りの少ない場所や監視の行き届かない場所を狙って発生しています。私有地に不法投棄をされた場合、捨てた人が見つからなければ、土地の所有者または管理者が処理することになります。不法投棄をされないように日頃から適正な土地の管理をしましょう。

◆不法投棄の防止策

- ・日頃から見回りをする
- ・柵等を設置し、不法侵入を防ぐ

・空き地の雑草等を除去し、廃棄物を隠す場所をなくす

【不法投棄の通報先】

産廃残土県民ダイヤル
(産廃110番)

☎043(2223)3801

☎環境保全課(6階)

☎(20)1504 FAX(20)1604

野外での焼却は禁止されています

適法な焼却設備を用いずに廃棄物の焼却をすることは、法律で禁止されています。家庭のごみは分別し、集積所へ出してください。

ただし、次のような焼却は一部例外があります。

- ・風俗慣習上または宗教上の行事を行うための焼却
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないもの

として行われる焼却

・たき火その他日常生活を営む上で行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

なお、例外による焼却行為を行う場合でも周辺地域の生活環境に十分配慮する必要があります。臭いや煙で、周りに迷惑をかけるないようにしましょう。

☎環境保全課(6階)

☎(20)1504 FAX(20)1604



人権擁護委員が

委嘱されました

人権擁護委員の任期満了に伴い、酒井宗一さんと中山勤さんが10月1日付けで委嘱されました。

人権擁護委員は、地域の皆さんに人権について関心を持っていただけるような啓発活動を行う他、いじめや差別嫌がらせなどの人権に関する相談に応じています。

相談日時は、原則として第2火曜日に市役所で、第4木曜日に本納公民館で、それぞれ13時から16時まで行っています。相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。予約は不要です。

☎生活課(2階)

☎(20)1505 FAX(20)1600

11月30日は

「年金の日」です!

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計を考えてみませんか?

「ねんきんネット」を利用すると、いつでもご自身の年金記録を確認できる他、将来の年金受給見込額について、

ご自身の年金記録を基にさまざまなパターンの試算ができます。

利用方法は日本年金機構のウェブサイトまたは「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」にお問い合わせください。



☎ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号

☎0570(058)555

※050から始まる電話からは03(6700)1144

千葉年金事務所
☎043(242)6320

第3期茂原市国民健康保険
保健事業実施計画(データヘルス計画)および第4期
茂原市特定健康診査等実施
計画(案)のブリックコメントを実施します

市では、茂原市国民健康保険に加入されている方に実施する特定健康診査を始めとした保健事業の効果的かつ効率的な実施を図るため、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期茂原市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)および

び第4期茂原市特定健康診査等実施計画」を策定中です。

策定に当たり、広く市民の皆さんからご意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

◆提出期間

11月20日(月)～12月19日(火)

◆閲覧場所

国民年金課、同課ウェブページ、市役所1階情報公開コーナー、本納支所

◆提出方法

郵送、FAX、メール、書面の持参(土日・休日を除く)

【提出・問合せ】

〒297-8511

茂原市道表1

国民年金課(2階)

☎kokuhon@city.mobara.chiba.jp

☎(20)1503 FAX(20)1600

